

鹿児島市 猫の適正飼養及び管理 ガイドライン

人と猫が共生できる社会をめざして



鹿児島市

—目 次—

1	猫の定義	1
	(1) 飼い猫	
	(2) 飼い主のいない猫	
2	猫の生態	2
	(1) 活動	
	(2) 行動範囲	
	(3) 繁殖	
	(4) 尿スプレー (尿マーキング)	
	(5) 鳴き声	
	(6) 爪とぎ	
	(7) 排泄	
	(8) 寿命	
3	猫を飼い始める前に	4
4	猫の飼い主が守るべきこと	5
	(1) 屋内飼養に努めましょう	
	(2) 不妊去勢手術を行いましょ	
	(3) 終生飼養をしましょ	
	(4) 所有者明示を行いましょ	
	(5) 災害対策を行いましょ	
	(6) 健康管理に努めましょ	
	(7) 多頭飼養の届出をしましょ	
5	野良猫対策	11
	(1) 地域猫活動	
	(2) 観光地猫活動	
	(3) 野良猫への不適切なエサやりの禁止	
	(4) 猫の被害への対処法	
6	役割分担	16
	(参考資料)	18
	ミルクボランティア活動支援事業	
	動物の愛護及び管理に関する法律 (抜粋)	
	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (抜粋)	
	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 (抜粋)	
	鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)	
	鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則 (抜粋)	
	(インフォメーション)	29

1 猫の定義

このガイドラインでは、猫を以下のとおり定義します。

(1) 飼い猫

特定の人が、所有しているという意味を持ち、継続的に給餌等の世話をし飼養している猫。

(2) 飼い主のいない猫

① 野良猫

特定の飼い主が存在しない猫。(地域猫を除く。)

② 地域猫

地域の有志が、地域住民の理解と協力を得たうえで、野良猫の不妊去勢手術を行い、エサ場の管理、糞尿の始末など、一定のルールに従って飼養管理する一代限りの猫。

POINT!

一定のルールに従って飼養管理されていない猫や、地域住民から理解が得られていない猫は、地域猫ではありません。



【野良猫から地域猫へのイメージ】

2 猫の生態

(1) 活動

猫は、早朝と夕方に、活発に行動する動物と言われており、基本的に昼間はよく寝ています。飼い猫は、飼い主の生活リズムにあわせて、昼夜問わず活動することがあります。

(2) 行動範囲

猫の行動範囲は、主に自宅とその周辺です。個体差やエサの状況により異なりますが、屋外に出る飼い猫の行動範囲は、概ね100メートル以内で、オスは、メスや去勢されたオスに比べて行動範囲が広いと言われています。

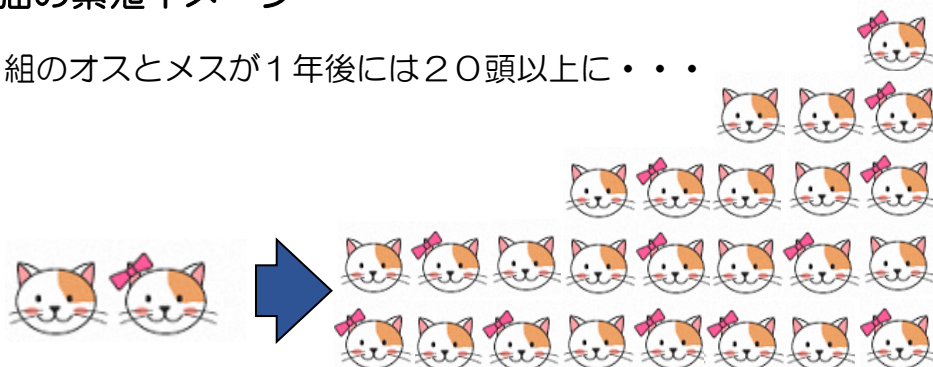
(3) 繁殖

オスは、生後6ヶ月頃から特有の性行動（放浪癖、喧嘩、尿スプレー）が見られ、生後18ヶ月頃から顕著になります。

メスは、生後4～12ヶ月の間に最初の発情があり、約1週間の発情は、年に2～4回見られます。妊娠期間は約2ヶ月で、交尾の度にほとんどが妊娠し、4～8頭の子猫を出産します。

猫の繁殖イメージ

1組のオスとメスが1年後には20頭以上に・・・



(4) 尿スプレー（尿マーキング）

尿スプレーは、立ったまま後ろ向きの姿勢で、尿を柱や壁などに吹き付ける行為で、自分の存在を誇示し、テリトリーを明らかにする時や、不安を感じた時に示す行動です。オスでは、ごく自然な行動ですが、去勢手術をすることで軽減すると言われています。

(5) 鳴き声

発情期の誘いや威嚇、警戒などの他に、猫同士のコミュニケーションの手段となります。発情期の鳴き声は、不妊去勢手術により、抑えることができると言われています。

(6) 爪とぎ

古い爪を剥がし、新しい爪を再生させるために行う猫の習性で、マーキングとしての役割もあります。

(7) 排泄

排泄の前後に砂を掘って排泄物を埋めたり、隠したりする習性があるため、さらさらした砂や土がある場所を好んで排泄しますが、コンクリートの上に排泄することもあります。また、決まった場所に排泄する習性があるため、トイレを設置することで、排泄をしつけることができます。

(8) 寿命

屋内飼養の猫の平均寿命は長く、およそ15年と言われています。屋外飼養の猫や野良猫、地域猫など、屋外で生活している猫は、交通事故に遭ったり、感染症などの病気になる危険性があるため、屋内飼養の猫と比べて寿命が短く、4～5年程度と言われています。

3 猫を飼い始める前に

あらかじめ、以下のことをご家族で話し合しましょう。

- 猫の習性や飼い方、寿命などを理解していますか？
- 毎日欠かさず、猫の世話に時間と手間をかけられますか？
- エサ代、不妊去勢手術費、病院の治療費を、生涯にわたり支払えますか？
- 猫を飼うことについて、家族全員が賛成していますか？
- 家族の中に猫に対するアレルギーを持つ人はいませんか？
- 猫を飼うことができる住宅ですか？
- ご近所の迷惑にならない飼い方ができますか？
- 将来、猫が高齢になった時、介護が必要になるかもしれないことは理解していますか？
- 引っ越しや進学、就職、結婚などにより、手放すことはないですか？
- 万が一、飼えなくなったときのことを考えていますか？
- 最後まで愛情と責任を持って飼うことができますか？

全ての項目にチェックができますか？



POINT!

猫の一生を預かるうえで大切なチェック項目です。
1つでもチェックできない項目がある場合は、解決できる
ようになってから飼う準備をしましょう。

4 猫の飼い主が守るべきこと

本市の条例では、飼い主が守るべきことを「飼い主の責務」として定めています。飼い主は、周囲に迷惑をかけないように、猫を家族の一員として責任をもって飼いましょう。

(1) 屋内飼養に努めましょう

屋外の環境は、猫にとって、感染症や交通事故、猫同士の喧嘩、予測しない繁殖、迷子など、多くの危険があります。

また、屋外に出すと糞尿や鳴き声、敷地への侵入などにより、周辺の環境や住民に迷惑をかけてしまうこともあります。

猫のためや、周囲に迷惑をかけないために、屋内のみで飼うようにしましょう。

市民アンケート調査結果※
(屋内飼養の実施)

令和3年度	59.1%
平成21年度	41.4%

※全町内会において、1町内会あたり4世帯(約3,000世帯)にアンケートを配布、回収した結果(世帯率)

猫の習性を理解し、猫にとって快適な環境づくりを心がけましょう。

- ① 家具の配置を工夫したり、キャットタワーを設置して、上下運動が可能な場所を作る。
- ② 驚いたときに逃げ込めるように、体がちょうど入るような安心できる隠れ場所を作る。
- ③ 柔らかな布や暖かな場所を用意し、くつろげる場所を作る。
- ④ 家具や柱で爪を研がないように、専用の爪とぎを準備する。
- ⑤ 猫の頭数プラス1個のトイレを用意して清潔に保つ。
- ⑥ 退屈しないように、外を眺めることができる場所を作る。
など

POINT!

屋内の快適な環境づくりを心がけるとともに、一緒に遊んだり、ブラッシング、撫でるなどのコミュニケーションを図ってあげましょう。



(2) 不妊去勢手術をしましょう

猫の繁殖力は、非常に強く、親子兄妹間でも交尾するため、1組のオスとメスが、1年後には20頭以上に増えることがあります。繁殖させない場合は、必ず、不妊去勢手術をしましょう。

市民アンケート調査結果
(不妊去勢手術の実施)

令和3年度	85.8%
平成21年度	80.3%

《不妊去勢手術による効果》

- ① 望まない繁殖を防止できます。
- ② 発情期の行動が抑制されます。
発情期の「さかり声」、メスを争ってのオス同士の喧嘩、独特の臭いを放つ尿スプレーなどが軽減されます。
- ③ 猫のストレスが軽減されます。
異性を求める欲求が無くなり、精神的に安定した生活を送ることができます。
- ④ 病気を予防できます。
生殖器に起因する病気が防げ、平均寿命も長くなる傾向にあります。なお、太りやすくなるので、食事には気を付けましょう。

(3) 終生飼養をしましょう



飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があります。

動物の命を預かるものとして愛情と責任を持ち、飼い猫が寿命を迎えるまで大切に飼いましょう。

動物の遺棄・虐待は犯罪です！

動物を捨てたり、傷つけたりする行為は、法律で以下の刑事罰が規定されています。



- みだりに愛護動物を殺傷した者
⇒5年以下の懲役
または500万円以下の罰金
- みだりに愛護動物を虐待・遺棄した者
⇒1年以下の懲役
または100万円以下の罰金

やむを得ず、飼えなくなったら・・・

猫は家族の一員です。飼い続ける方法がないか、家族でもう一度よく話し合しましょう。

それでも飼えない場合は、大切なペットのため、ご自身で責任をもって、新たな飼い主を探す努力をしましょう。

〈新たな飼い主を探す方法〉

- ・ 知人、親族など身近な人を探す
- ・ 新聞や情報紙に掲載する
- ・ インターネットの里親募集サイトやSNSに掲載する
- ・ お店や動物病院等に飼い主募集の貼り紙をさせてもらう
- ・ 動物愛護団体が開催する譲渡会へ参加する

など



安易な引取りは行っていません！

本市では、下記に該当する場合は、原則として引取りをお断りします。

- (1) 販売業者から引取りを求められた場合
- (2) 引取りを繰り返し求められた場合
- (3) 繁殖制限のための指導に従わず、仔猫の引取りを求められた場合
- (4) 猫の老齢・疾病を理由として引取りを求められた場合
- (5) 飼養困難であると認められない理由により引取りを求められた場合
- (6) 譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合

なお、飼い猫の引取りには、以下の手数料が必要です。
生活衛生課動物愛護管理係までご相談ください。

飼い猫の引取手数料

生後 91 日以上の猫	1, 000 円/頭
生後 91 日未満の猫	200 円/頭

(4) 所有者明示を行いましょ

所有者明示とは、首輪、迷子札、マイクロチップなどで飼い猫の情報を示すことです。

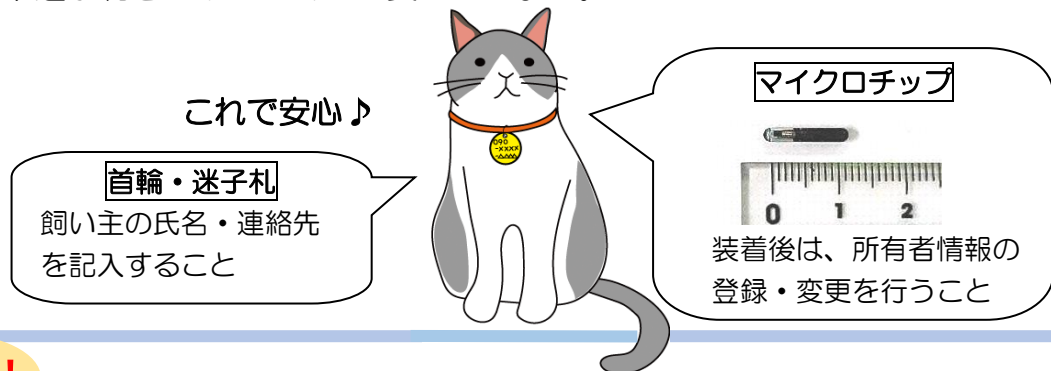
家から逃げたり、災害時にはぐれたとき、所有者明示のない飼い猫は、野良猫との区別がつきません。飼い主は、猫の逸走防止に努めるとともに、万が一の場合に備え、屋内飼養の猫にも、所有者明示を行いましょ。

市民アンケート調査結果
(所有者明示の実施)

令和3年度	39.1%
平成21年度	43.8%

マイクロチップとは

- ・マイクロチップとは、世界で唯一の15桁の数字を記録した長さ約1cm程の電子標識器具のことです。
- ・専用のインジェクター（挿入器）で、皮下に埋め込んで装着します。
- ・一度装着すれば、首輪のように外れたり無くしたりすることのない、最も確実性が高い方法です。
- ・マイクロチップの読取りには、リーダー（読取器）が必要なので、首輪や迷子札をつけておくのが良いでしょう。



POINT!

令和4年6月1日から、リーダーやペットショップ等の販売業者に対し、販売する犬猫へのマイクロチップ装着が義務化されました。

以前から飼っている場合や、販売業者以外から譲り受けた場合は、飼い主がマイクロチップの装着に努めましょ。

飼い猫が逃げたり、迷子になってしまったときは・・・

まずは、家の付近を探してみましょ。

それでも見当たらない場合は、生活衛生課動物愛護管理係までご連絡ください。市動物愛護管理センターに収容された場合は、飼い主に連絡します。

また、近くの交番又は警察署にも届出をしましょ。

(5) 災害対策を行いましょ

災害発生時に避難する場合は、ペットと一緒に避難しましょう。避難所では、ペットは人の居住スペースと離れたペット専用のスペースで過ごします。日頃から、避難に必要なしつけや備えをしておきましょう。

◎避難に備えたしつけ

鳴き声や臭いで周りの人に迷惑を掛けないように、日頃から必要なしつけをしておきましょう。

- ・ケージやキャリーバッグに慣らしておく
- ・トイレのしつけをしておく
- ・飼い主以外の人や他の動物に慣らしておく



◎避難用品の準備

避難所におけるペットの飼養管理は飼い主の責任になります。日頃から必要な物資の備蓄をして、準備をしておきましょう。

<参考>避難用品の一例

- エサ、水（5日分以上）
- 療法食、薬
- 食器
- キャリーバッグ、ケージ
- 予備の首輪、ハーネス
- ペットシート
- トイレ用品、排泄物の処理用具（ビニール袋など）
- 洗濯ネット（猫を中に入れ、逸走を防止）
- 飼い主の連絡先やペットの情報を記録したもの（ワクチン接種歴、既往症・健康状態、かかりつけの動物病院など）
- 油性マジック、ガムテープ（ケージの補修など多用途で使用可能）
- タオル、ウェットティッシュ
- 新聞紙（保温、目隠し以外に、細かくちぎってトイレにも使用可）
- 使い慣れたおもちゃ、ブラシなど、その他ペット用品



◎その他、日頃から行っておく準備

- ・所有者明示（首輪、迷子札、マイクロチップなど）をする
- ・予防接種やノミ・ダニなどの寄生虫の駆除をしておく
- ・猫とはぐれた場合に備えて、特徴が分かるように猫の写真を撮っておく

POINT!

ペットと一緒に避難が難しい場合や、避難生活が長引く場合を想定して、一時的な預け先についても事前に決めておきましょう。

(6) 健康管理に努めましょう

飼い主は、毎日の世話を通して、飼い猫の健康管理に努めましょう。

◎給餌と給水

- ・猫が必要とする栄養は、犬や人と異なります。市販のキャットフードを取り入れるなどして、バランスの取れたエサを与えましょう。
- ・いつでも新鮮な水が飲めるようにしましょう。

◎トイレのしつけ

- ・毎日の糞や尿の状態が把握できるように、トイレを設置して決まった場所に排泄させましょう。
- ・トイレは猫の頭数プラス1個用意し、こまめに掃除をして清潔に保ちましょう。

◎健康観察

- ・食餌量、飲水量、排泄物の状態、元気の有無など、毎日の健康状態を観察しましょう。
- ・病気にかかったり、ケガをした際は、速やかに必要な治療を受けさせましょう。

◎病気や感染症の予防

- ・かかりつけの動物病院で、定期的な健康診断や予防接種を受けさせましょう。
- ・人と猫に共通する感染症についての知識を持ち、猫との過度な接触を避けるなど、感染予防に努めましょう。

(7) 多頭飼養の届出をしましょう



頭数が増えると、エサ、トイレなど飼養の労力が増えるだけではなく、エサ代や不妊去勢手術・ワクチン代等の医療費なども増えることとなります。

市民アンケート調査結果
(2頭以上を飼養)

令和3年度	57.6%
平成21年度	41.4%

また、飼い主が飼養できる限度を超えてしまうと、猫の健康が損なわれたり、鳴き声や悪臭の発生等によって、自身や、周辺の生活環境の悪化につながる恐れもあります。



このような事態を未然に防ぐため、本市では、**10頭以上の猫**(生後90日以内のものを除く)を飼養する場合、猫の多頭飼養の届出が必要です。

5 野良猫対策

本市には、糞尿や鳴き声、仔猫の出産など、地域に生息する野良猫に関する様々な苦情や相談が寄せられています。

「かわいそう」という理由で、不妊去勢手術もせずにエサを与えると、さらに仔猫が生まれ、結果として不幸な野良猫を増やすことに繋がります。「エサやりを止めさせるべきだ」というご意見もありますが、エサやりを止めると飢えた猫が、ゴミあさりをするなど、被害が拡大する恐れがあります。

野良猫の問題を解決するためには、地域の環境問題としてとらえ、地域全体で管理し、猫と人が共生する社会を目指すことが大切です。



野良猫対策の取組の一つとして有効とされているのが「**地域猫活動**」です。

(1) 地域猫活動

地域猫活動は、活動グループ（3人以上）をつくり、地域の合意のもと、エサ場やトイレなどの適切な飼養管理を行い、野良猫の不妊去勢手術を実施する活動です。

POINT!

地域の「野良猫」を「地域猫」として適正に飼養管理することで、野良猫による被害が軽減されます。また、地域猫は繁殖することがないため、継続することで、野良猫が徐々に減少することが期待されます。

〈地域猫活動に対する支援について〉

本市では、P.13～P.14の記載に従って活動を行う地域猫活動グループに対して、不妊去勢手術費用の一部助成を行っています。
※1頭あたりの助成額：オス 5,000 円、メス 10,000 円

助成を受けるためには、事前に活動グループとして登録する必要がありますため、生活衛生課動物愛護管理係までお問い合わせください。

地域猫活動の進め方

◎協力者を募り、3人以上のグループを結成しましょう

エサ場の管理・糞尿の始末などの労力や、不妊去勢手術費用、エサ代等の費用が必要となります。取組について十分に話し合い、3人以上の協力者を募りましょう。

◎地域住民の理解と町内会長等の承諾を得ましょう

地域には、猫を飼っている人や、無関心な人、嫌いな人、様々な人がいます。活動に取り組む時は、地域住民から活動に対する理解を得るとともに、町内会長等から承諾をもらいましょう。

地域住民の理解を得る方法は、近隣の家を個別に訪問する方法と、町内会の会合等で話し合いの場を設ける方法などがあります。町内会長等に一度相談してみましょう。

◎地域内の猫の生息状況を把握しましょう

不妊去勢手術に取り組む前に、地域内の猫の生息状況を把握しましょう。誤って他人の飼い猫を手術しないように、地域の周辺を含めて、手術対象の猫に飼い主がいないことを確認して下さい。

◎不妊去勢手術を行いましょう

地域内の野良猫の減少や、発情に伴う鳴き声等の被害防止のために、管理する猫の不妊去勢手術をしましょう。

人に慣れない猫は、捕獲器を使うことで、怪我をさせずに安全に捕獲することができます。



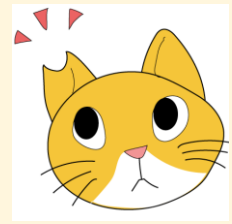
〈捕獲器の貸出について〉

市動物愛護管理センターでは、手術のために限り、捕獲器の貸出し（1か月間）をしています。ご希望の方は、生活衛生課動物愛護管理係までご連絡ください（要事前予約）。

◎個体識別の目印をつけましょう

不妊去勢手術の際に、地域猫と判別できるよう、左右どちらかの耳の先端部分を半円形にカット（直径 6～8ミリメートル）します。この目印により、同じ猫の再手術を防げます。

※耳カットは猫に苦痛を与えないように、麻酔した状態で行われます。



◎エサ場の管理を行いましょ

エサ場は、自らの所有地か所有者の許可を得た場所に設置し、決めた時間に、食べられる分量のエサをあげ、食べ終わったら、容器を片付けましょう。食べ残しを放置すると、野良猫や野生動物が寄ってくる原因となるため、食べた後は必ず掃除して、エサ場の衛生保持に努めましょう。



◎糞尿の始末を行いましょ

トイレは、エサ場の近くで、雨が当たらない場所に設置しましょう。猫用トイレは、排泄するのに十分な大きさの容器を準備し、中に猫砂など柔らかい砂を入れて、頭数に応じて数を増やしましょう。

トイレが済んだら、排泄物を取り除き、清潔に保ってください。

また、トイレ以外の場所で排泄してしまった場合も、周辺に迷惑をかけるないように適切に処理してください。



◎猫の健康管理に気をつけましょ

糞の状態、食餌量、元気の有無など健康状態を確認しましょう。

◎できるだけ飼い主になってくれる人を探ましょ

猫にとっては、危険な屋外で生活するより、飼い主のもと、屋内で生きていくことが一番幸せです。地域で管理しながら、人に慣れてきたら新しい飼い主を探す努力をしましょう。

(2) 観光地猫活動

観光地猫活動は、地域猫活動が見込めない観光地など、公共の場所に生息する野良猫に不妊去勢手術を実施して、増やさないようにする取組です。

公共の場所では、猫を飼養管理できないため、不幸な猫が増えないよう手術を行い、耳の先端部分を半円形にカットして、元の場所に戻します。

この活動は、動物愛護団体等の協力のもと実施しており、不妊去勢手術費用を助成するとともに、年間100頭以上の活動実績がある団体に対し、活動費用の助成を行っています。

※1頭あたりの助成額：手術費 オス5,000円、メス10,000円
活動費 オス・メス共に500円

活動実績（令和4年3月時点）

城山（黎明館、城山展望台）、多賀山（多賀山公園、石橋記念公園）、本港地区（北埠頭、南埠頭）、甲突（甲突川沿い、維新ふるさと館）、桜島（フェリー乗り場、桜島総合体育館、桜島溶岩なぎさ公園、赤水展望広場）、南洲神社、市民文化ホール、鴨池陸上競技場、鹿児島中央駅、照国神社などの周辺、その他公園など

(3) 野良猫への不適切なエサやりの禁止



不適切な方法で野良猫にエサやりを行っている方がいます。

エサを与えるだけで、食べ残しの片づけ、糞尿の後始末、不妊去勢手術をしない「**不適切なエサやり**」は、糞尿被害、仔猫の出産などで、周辺住民の生活環境に支障を生じさせる恐れがあります。



野良猫にエサを与える場合は、地域猫活動への取組を考えてください。取組が難しい場合は、適切な方法でエサを与えてください。

〈適切にエサを与えましょう〉

- ①エサを放置せず、給餌場所及びその周辺を清潔に保つこと
- ②糞尿を適正に処理すること
- ③不妊去勢手術を受けた猫又は受けさせようとする猫を対象にすること

(4) 猫の被害への対処法

猫による被害を理由に、みだりに猫を傷つける行為は法律で禁じられています。

困っている方は、猫を傷つけない以下の方法をお試しください。

◎猫が嫌がる臭いで居心地を悪くする方法

- 市販の忌避剤
 - 食用酢
 - 木酢液
 - コーヒー豆のかす
 - 茶殻
 - 柑橘類の皮など
- } 希釈して散布するか、布に染み込ませて受け皿に載せて設置する
- } 猫の通り道や排泄する場所に置く

◎猫が寄ってくる原因を無くす方法

- 生ごみなどを外に置かない
- 飼い猫のエサを屋外に置かない
- 庭や物置などを片づけて、猫が隠れやすい場所をなくす

◎猫の侵入を妨ぐ方法

- とげ付きマット（肉球が傷つかないもの）を敷く
- 網やネットなどで通り道を塞ぐ
- 猫が嫌がる超音波を発生する猫除け装置（下記参照）を設置する

POINT!

猫除けの効果は、猫によって個体差があります。一定期間試して効果が得られない場合は、他の方法も試してみましょう。

<猫除け装置の貸出について>



市動物愛護管理センターでは、猫による被害でお困りの方へ、超音波を発生する猫除け装置の貸出し（1世帯2台まで、1か月間）をしています。

ご希望の方は、生活衛生課動物愛護管理係までご連絡ください（要事前予約）。
※電池式（電池の準備は各自お願いします）

7 役割分担

人と猫が共生できる社会を実現させるためには、市民・地域・行政・動物愛護団体等が、それぞれの役割のもと、協働で取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割



- 猫の飼い主や地域猫活動に取り組む人、野良猫の世話をする人は、このガイドラインに従って適正な飼養管理を行い、周囲に迷惑をかけることのないよう努めましょう。
- 鹿児島市民として、猫が命あるものであることを尊重するとともに、地域での話合いに参加し、地域猫活動への理解を深め、協力しましょう。

(2) 地域の役割



- 地域の猫に関する問題について、地域の住民で、改善策の話合いを行う場や機会を設け、住民の参加を促して地域猫活動への取組を推進していきましょう。

(3) 行政の役割



- ガイドライン、ホームページ等の広報、動物愛護イベントや講習会等を通し、動物愛護推進員の協力も得ながら、動物愛護、猫の適正飼養や地域猫活動などの普及啓発に努めます。
- 不妊去勢手術費用の一部助成などを行い、地域猫活動等を推進します。
- 適正な飼養管理についての助言や指導などを行います。
- 関係機関と情報共有しながら連携し、問題解決に取り組みます。
- 市施策の実施により、猫の譲渡を推進します。

(4) 獣医師会の役割



- 猫の不妊去勢手術、地域猫への耳カットの処置を行うとともに、猫の生態、疾病予防やマイクロチップなどについて情報を提供します。
- 教育関係機関等と連携を図り、学校飼育動物研修会を通して子どもたちの動物愛護の意識向上を支援します。
- 虐待やネグレクトの疑いがある猫を発見した場合は通報します。
- 災害発生時に市が実施する被災動物救護活動に協力します。

(5) 動物愛護団体の役割



- 市民に対し、不妊去勢手術の啓蒙や適正飼養についての助言を行います。
- 地域猫活動に取り組む市民に対し、猫の捕獲方法や排泄のしつけ方の助言など支援を行います。
- 譲渡会を開催し、猫と新しい飼い主との出会いの場を提供します。
- 野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を実施して元の場所に戻す取組（TNR）を実施します。

(6) 動物取扱業者の役割



- ペットショップやブリーダー等の動物取扱業者は、法令などを遵守し、猫を適正に飼養保管します。
- 動物の販売や譲渡の際には、適正な飼養管理について十分に説明を行います。



かごしま市

ミルクボランティア活動支援事業

ミルクボランティア活動と支援の流れ

① 動物愛護管理センター(※) に
幼齢猫が保護される

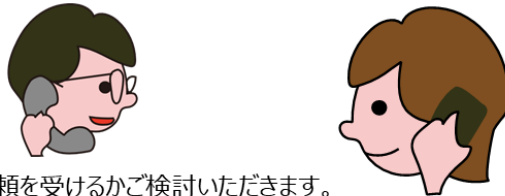
※以下「センター」といいます。

センターでは、猫にノミ・ダニ駆除等の処置を行い、一時的に保護します。



② 市の職員から
ミルクボランティアの
協力依頼を受ける

猫の状態等について事前に説明を聞き、依頼を受けるかご検討いただけます。



③ センターで猫を譲り受ける

センターで手続きを行い、
市から支給するミルクなどの物資も受け取ります。
初回の活動は、事前講習が必要です。



④ 自宅で哺育する

- ・人工哺乳・排泄補助（数時間おき）など
- ・成長記録（体重測定など）

※市から哺育状況についておたずねすることがあります



⑤ 里親に譲り渡す

最後まで責任をもって飼ってもらえる人に
里親になってもらいます。

終生飼養・屋内飼養・不妊去勢手術



人と動物が共生できる社会の実現のため、
ご理解とご協力をお願いします。



鹿児島市 生活衛生課
動物愛護管理係

099-803-6905



動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵（かん）養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第7項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（地方公共団体の措置）

第9条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

[周辺の生活環境の保全等に係る措置]

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発

生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所に入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

（犬及び猫の引取り）

第35条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 前2項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第1項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
- 4 都道府県知事等は、第1項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第7項及び第8項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第1項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第1項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求

めることができる。

6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第36条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第7項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及び猫の繁殖制限)

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

1 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

2 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

3 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

4 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。

5 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(マイクロチップの装着) (令和4年6月1日から施行)

第39条の2 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日(生後90日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日)までに、当該犬又は猫にマイクロチップ(犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号(個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。)を装着しなけれ

ばならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

- 2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

(取外しの禁止) (令和4年6月1日から施行)

第39条の4 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

(登録等) (令和4年6月1日から施行)

第39条の5 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から30日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

- 1 第39条の2第1項又は第2項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日
- 2 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けていないものを取得した犬猫等販売業者 当該犬又は猫を取得した日
- 2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 1 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地
 - 2 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
 - 3 前2号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 3 登録を受けようとする者(第1項第1号に掲げる者に限る。)は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。
- 4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明書(以下この章において「登録証明書」という。)を交付しなければならない。
- 5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。
- 6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。
- 7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 8 登録を受けた者は、第2項第1号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から30日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

(変更登録) (令和4年6月1日から施行)

第39条の6 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から30日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの

日) までに変更登録を受けなければならない。

- 1 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者
 - 2 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの
- 2 前条第4項から第9項までの規定は、前項の変更登録（以下この章において単に「変更登録」という。）について準用する。

[罰則]

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 2 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第12条 法第25条第1項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつておりと認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 1 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 2 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 3 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 4 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

（犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第21条の2 法第35条第1項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 1 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 2 引取りを繰り返し求められた場合
- 3 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であつて、当該引取りを求める者が都道府県等から

- の繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 4 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
 - 5 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
 - 6 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
 - 7 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

- 所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。
- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。
 - (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
 - (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛

等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

(1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。

(2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

(3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。

5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。

また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第9条及び第37条の3第1項の規定に基づき、動物の飼養及び保管、動物愛護管理員等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 飼い主 動物を飼養する者をいう。
- (3) 飼養施設 法第10条第2項第6号に規定する施設をいう。
- (4) 係留 動物を柵その他の囲いの中に收容し、又は固定した物につないでおくことをいう。
- (5) 特定動物 法第25条の2に規定する動物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、動物の健康及び安全の保持、動物が人に迷惑を及ぼすことの防止、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止等のため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主になろうとする者の責務）

第5条 飼い主になろうとする者は、飼養の目的、生活環境、飼養能力等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第6条 飼い主は、その飼養を行う動物に関し、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 動物の種類、習性、生理及び生態に応じて、適切に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 動物が疾病にかかり、又は負傷した場合は、速やかに必要な処置を行うこと。
- (3) 畜産農業の用、試験研究用その他正当な理由がある場合を除き、当該動物を終生飼養するとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合は、適正に飼養することができる者に当該動物を譲渡すること。
- (4) 動物には、マイクロチップ、名札、鑑札等により、当該飼い主の氏名、連絡先等を明らかにするための措置を講ずること。
- (5) 災害が発生した場合に備え、同行避難ができるよう適切な方法でしつけを行うとともに、避

難用品を備蓄すること。

(6) 鳴き声、汚物、汚水、臭気等により人に迷惑を及ぼさないこと。

(7) 動物が逸走した場合は、速やかに搜索し、自らの責任において収容すること。

(猫の飼い主の責務)

第8条 猫の飼い主は、飼養している猫に次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 屋内で飼養すること。

(2) 排便のしつけ等を行うこと。

(3) 繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術（生殖を不能とする手術を言う。）を行うこと。

(猫の多頭飼養の届出)

第9条 猫の飼い主は、その一の飼養施設において飼養する猫（生後90日以内のものを除く。）の数（以下「飼養数」という。）が10以上となったときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 飼養施設の所在地

(3) 飼養数

(4) 飼養施設の構造及び規模

(5) 飼養の方法

(6) その他規則で定める事項

(変更等の届出)

第10条 前条の規定による届出をした者（以下「多頭飼養者」という。）は、同条各号に掲げる事項（同条第2号及び第3号に掲げる事項を除く。）に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 多頭飼養者は、当該届出に係る飼養施設における飼養を廃止したとき、又は当該届出に係る飼養施設における飼養数が10未満となったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(多頭飼養者に対する指導又は助言)

第11条 市長は、多頭飼養者の飼養する猫が健康を損ない、又は飼養に起因した悪臭の発生等によって周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該多頭飼養者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(不適切な給餌の禁止)

第12条 飼い主のいない猫に給餌を行う者は、適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に支障が生じるような給餌を行ってはならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該支障を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第15条 市長は、動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたとき、又は害を加えるおそれがあると認めるときは、当該動物を飼養し、又は保管する者に対して、次に掲げる措置をとることを勧告することができる。ただし、法第25条第2項の規定に基づく勧告ができる場合にあっては、この限りでない。

(1) 動物を殺処分すること。

(2) 飼養施設を改善すること。

(3) 動物を飼養施設内で飼養し、又は保管すること。

(4) 飼養施設の内外又は動物を係留している場所の清潔を保持すること。

- (5) 動物を係留すること。
- (6) 動物に口輪を着けること。
- (7) 動物を獣医師に検診させること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な措置

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(立入調査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、動物を飼養し、若しくは保管する者に対し報告させ、又はその職員に動物の飼養に関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入り、動物の飼養若しくは保管の状況について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第20条 第15条第2項の規定により命ぜられた同条第1項第1号の措置をとらなかった者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第2項の規定により命ぜられた同条第1項第2号又は第3号の措置をとらなかった者
- (2) 第16条第1項の規定による通報をしなかった者

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第7条第2項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を係留しなかった者（その犬が人の生命又は身体に害を加えた場合に限る。）
- (2) 第15条第2項の規定により命ぜられた同条第1項第4号、第5号又は第6号の措置をとらなかった者
- (3) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第2項の規定により命ぜられた同条第1項第7号又は第8号の措置をとらなかった者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第20条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則（抜粋）

(適切な給餌)

第9条 条例第12条第1項に規定する適切な方法とは、次のとおりとする。

- (1) 餌を放置せず、給餌場所及びその周辺を清潔に保つこと。
- (2) 猫のふん尿を適正に処理すること。
- (3) 不妊去勢手術を受けた猫又は受けさせようとする猫を対象とすること。

インフォメーション

(令和4年6月現在)

病院名	住所	電話番号	病院名	住所	電話番号
あいん猫と犬の病院	春日町 3-29	248-5303	たまい動物病院	武岡4丁目 20-9	296-8106
あおぞら動物病院	和田 1 丁目 9-15	260-4577	中央愛犬病院	鴨池 1 丁目 63-22	254-1288
あらた動物病院	上荒田町 6-11	285-4880	中山どうぶつ病院	東谷山 7 丁目 25-6	268-3337
アルパッククリニック&サロン	慈眼寺町 1-10	284-5752	鶴田動物病院	下荒田 1 丁目 20-17	254-7947
池田動物病院	新照院町 28-7	224-5239	動物病院おがた	下荒田 3 丁目 16-23	213-0630
いぬ乃湯温泉動物病院	郡山町 389-1	298-4050	中原犬猫診療所	花尾町 2626-1	298-7806
岩元動物病院	武 3 丁目 7-5	251-3694	中原動物愛護病院	武 2 丁目 9-14	256-1727
うすき動物病院	宇宿 6 丁目 5-14	275-8188	ながよし動物病院	草牟田 2 丁目 26-22	224-5520
大野動物病院	桜ヶ丘 8 丁目 36-15	264-1947	にし動物病院	中山 1 丁目 14-28	284-5670
鹿児島動物病院	本名町 1875	294-3849	のぞえ動物病院	西千石町 5-9	222-5249
かみむら動物病院	東谷山 1 丁目 75-12	267-8669	春山動物クリニック	春山町 1880-7	278-7760
カレン動物病院	原良 3 丁目 1-6	297-6363	ひまわり動物病院	伊敷 3 丁目 5-15	229-8286
かんまち犬猫クリニック	鼓川町 16-11	295-4635	プライム動物病院	田上 2 丁目 28-19	297-4980
きいれ動物病院	喜入町 38	345-3334	ふるやま動物病院	伊敷台 4 丁目 2-10	298-9517
きくなが動物病院	和田 1 丁目 23-6 1F	296-1212	本田動物病院	宇宿 1 丁目 34-19	257-2750
くすのき動物病院	西谷山 1 丁目 8-26	210-5661	政岡動物病院	吉野町 2119-2	243-6131
甲南ペットクリニック	上荒田町 12-3	206-5556	増田動物病院	川上町 2750-2	244-3300
さかくち動物病院吉野分院	吉野町 1 丁目 19-23	294-5585	松元動物病院	伊敷 2 丁目 14-12	220-4807
さくらペットクリニック	広木 3 丁目 10-7	296-8930	みなみ動物クリニック	谷山中央 4-4954-26	210-5787
シモ動物病院	東谷山 3 丁目 36-11	267-5959	みゆぎ動物病院	田上 3 丁目 11-16	253-8769
しろくま動物病院	紫原 5 丁目 2-1	203-0401	紫原動物病院	紫原 3 丁目 21-24	297-4649
西陵どうぶつ病院	西陵 3 丁目 48-5	802-6294	YuKa 犬と猫のクリニック	鷹師 2 丁目 1-8	213-0911
染川動物病院	真砂町 52-7	250-5531	吉野ぐっち動物病院	吉野町 3506-52	295-7640
たいら動物病院	宇宿 3 丁目 54-10	256-5133	ル・オーナペットクリニック	坂元町 12-2	813-7791
田上台どうぶつ病院	田上台 3 丁目 39-5	275-7275	わん・にゃん動物病院	照国町 15-16	223-1012
たけした動物医院	坂之上 5 丁目 2-1	261-0639			

◎猫の譲渡会を開催している動物愛護団体

特定非営利活動法人 犬猫と共生できる社会をめざす会鹿児島

(主な活動内容)

- 犬猫譲渡会
鹿児島市呉服町のリンクビルで月に3～4回開催
- 不妊去勢手術の実施・啓蒙
野良猫の不妊去勢手術の実施と助成、飼い主に対する不妊去勢手術の必要性の啓蒙
- 次世代を担う子供たちへの命の教育
幼稚園・各種学校を訪問し、動物と直接触れ合うことや、活動の様子をビデオで見ってもらうことで命の大切さを訴える。

(連絡先)

- 電話番号 090-8760-2092
- E-mail npoinunekokyosei@ezweb.ne.jp
- ホームページ <http://www.dog-cat-kagoshima.org>

(メッセージ)

私たちの会は、常に人の傍らに在り、様々な恩恵を与えてくれる犬猫との共生をめざし、平成11年4月に発足しました。

『小さな命を大切にし、他者への思いやりのある社会が人にとって優しい社会である』とのコンセプトのもと、ただ犬猫を可愛がるのではなく、飼い主に対する責任のある飼い方の啓蒙やこれ以上不幸な野良猫が誕生しないように不妊去勢手術の実施と助成・啓蒙を行っています。

わんにゃんハート

(主な活動内容)

- 犬猫譲渡会
会を開催し、犬猫の新しい飼い主を探したい方の支援を行う。
- 犬猫のための啓蒙活動
飼い主に対する犬猫の正しい飼い方の啓蒙

(連絡先)

- 電話番号 090-6421-9354
- 配送先 〒890-8799
鹿児島中央郵便局私書箱106号
- ホームページ <http://wannyanheart.com>

(メッセージ)

犬や猫にとって暮らしやすい社会は、人間にもやさしい社会だと思います。小さな命ですが、大切な命です。

私たちの小さな思いやりが彼らの幸せな一生への第一歩になります。

今も人間の都合で失われる命がある現実を知ってもらい、そしてそのことについて、考えてみてください。

特定非営利活動法人 あんじゅりあん

(主な活動内容)

- ①災害時緊急避難用シェルターの運営
第2種動物取扱業（保管・譲渡）届出済
- ②近隣他県含む災害時の動物レスキュー活動（一時預かり）
- ③飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施（TNR）
- ④③の実施の為に捕獲器の貸出&指導
- ⑤鹿児島市動物愛護管理センターの殺処分ゼロを目指した、引き出し保護
- ⑥シェルターの見学を兼ねた譲渡会の開催
- ⑦神奈川県平塚市で開催される譲渡会に参加

(定例活動)

- 毎月第2火曜日 定例会（武岡事務所&Zoom 併用開催）
毎月第3日曜日 街頭募金（鹿児島中央駅前コンコース）
毎月第4土曜日 イベント「にじいろしっぽ」開催（県民交流センター）

(連絡先)

- 電話番号 090-8769-9158 担当 東（ひがし）
E-mail npo.angelien@gmail.com
ホームページ <https://kagoneko.wordpress.com>

(メッセージ)

災害時に一時保管をするためのシェルターを使い、鹿児島市動物愛護管理センターから猫の引き出しを始めました。少しでも殺処分を減らそうと、仔猫、負傷猫、多頭飼育崩壊現場での対応をしています。
猫を飼いたい方は、保護猫を迎える選択をしていただくと助かります。
譲渡会については、予約制でいつでもシェルターにて実施いたします。
活動に賛同&興味のある方も、お気軽に連絡お願いいたします。

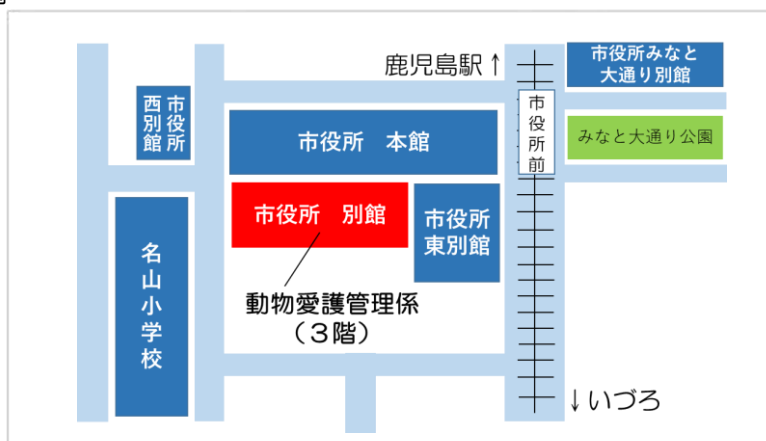


◎お問合せ先

鹿児島市生活衛生課動物愛護管理係

住 所：〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所別館3階
電 話：099-803-6905
F A X：099-803-7026
受付時間：月～金曜日の8時30分～17時15分
(祝日、年末年始除く)

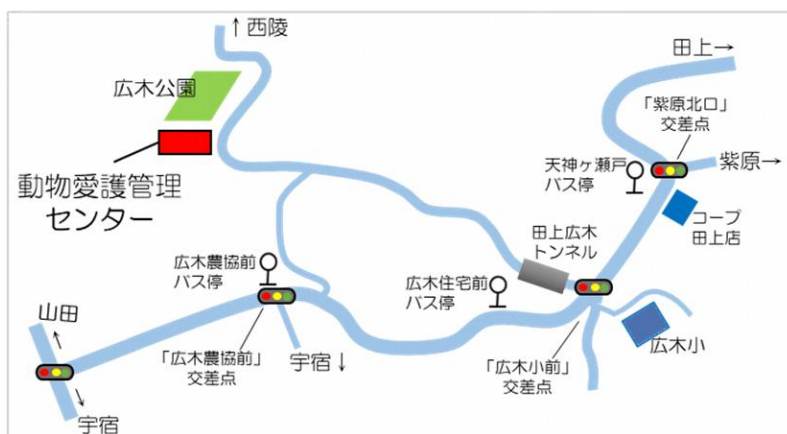
周辺地図



鹿児島市動物愛護管理センター

住 所：〒890-0035
鹿児島市田上町3910番地
電 話：099-264-1237
F A X：099-265-4682
受付時間：月～金曜日の8時30分～17時15分
(祝日、年末年始除く)

周辺地図





鹿児島市猫の適正飼養及び管理ガイドライン

編集・発行：鹿児島市健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護管理係

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL : 099-803-6905

FAX : 099-803-7026

E-mail : seiei-dobutsu@city.kagoshima.lg.jp

市のホームページアドレス

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

本ガイドラインの内容は令和4年6月1日時点のものです